

## 令和4年度 東京電機大学ヒト生命倫理が関わる研究の「報告書」及び「研究計画書」の提出について

東京電機大学ヒト生命倫理審査委員会

標記の件につき、下記のとおり案内いたします。今年度は様式の変更がありましたので、必ず新様式をご使用くださいますようお願いいたします。様式はすべて <https://www.dendai.ac.jp/crc/kenkyu/provisions/> からダウンロードしてください。令和3年度に承認された課題がある方は、今年度から手続きに変更がありますので、添付のチャートを一度ご確認ください。

## 記

## 1. 昨年度実施課題の報告書（令和3年度に承認された課題がある方は全員提出）

- ① 受付期間：令和4年2月1日（火）～令和4年2月14日（月）
- ② 提出書類：研究計画実施状況報告書
- ③ 提出方法：PDFで提出。ファイル名は課題番号のみとする。一部の課題を除き、課題番号はすべて03-XXXです。令和3年度に送付した審査結果通知書をご確認願います。通知書を紛失された場合は、メールでお尋ねください。お問い合わせ先：Kenkyu-k@jim.dendai.ac.jp
- ④ 提出先：<https://tdu.app.box.com/f/73946f062b6c4b61b3d003e07f33dec5>

2. 令和4年度から新たに開始する課題、最後の審査から6年以上経過した課題の継続※<sup>3</sup>、軽微な変更該当しない変更がある課題

## ① 研究計画書受付期間

	受付期間	適用	審査結果通知
1回目	令和4年2月1日（火） ～令和4年2月14日（月）	令和4年4月1日以降 開始の研究課題※ <sup>1</sup>	令和4年3月末頃
2回目	令和4年7月1日（金） ～令和4年7月14日（木）	令和4年10月1日以降 開始の研究課題	令和4年9月末頃

※<sup>1</sup> 令和4年4月1日採用者は、4月1日～15日を受付期間とする。

※<sup>2</sup> 上記期間に提出できなかった事情がある場合で、可能な限り早い審査を希望する場合は、5月・10月・12月の各月5日までに提出した場合、締め切り日から1.5ヵ月程度で審査結果を通知する。

※<sup>3</sup> 「最後の審査から6年以上経過した課題」については、令和3年度を初年度とするため、今回該当する課題はありません。

② 提出書類：研究計画書、チェックリスト、同意書のサンプル、その他関係資料

③ 提出方法：1課題につき、ひとつのPDFファイルでまとめて提出。

ファイル名は氏名\_課題名（例：電大太郎\_〇〇.pdf）とする。

④ 提出先：1回目（令和4年2月14日締切分）→

<https://tdu.app.box.com/f/f300e9b015254ae98f18157e3758c5f8>

2回目以降→kenkyu-k@jim.dendai.ac.jp にメール添付で送付する。

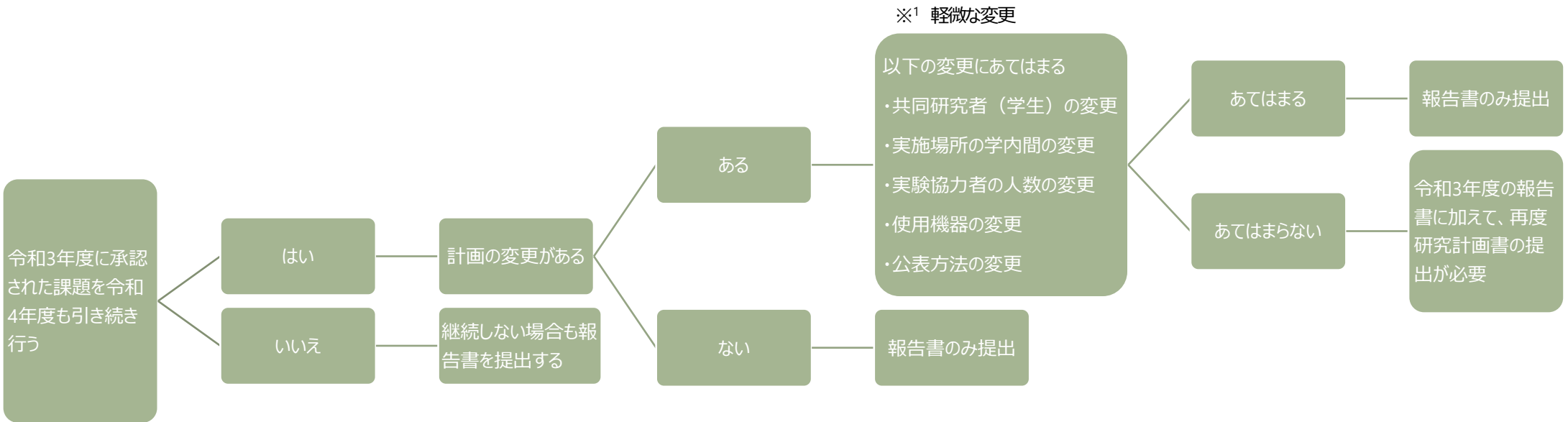
## 【参考】

- ① 生命倫理・安全に対する取組：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/main.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm)（文部科学省 HP）
- ② 科学研究費及び競争的資金の申請において、該当する研究は、倫理審査の承認を得ることが義務付けられています。
- ③ 論文等の投稿時に、該当する研究は、倫理審査の承認を得ることが義務付けられている場合があります。日本健康科学学会、ライフサポート学会など

## ■令和3年度に承認された課題がある場合

今年度から、報告書の書式が追加され、手続きが変わりました。継続の有無に関わらず、全員報告書の提出が必要です。

令和3年度の計画を令和4年度も継続する場合、以前は研究計画書の再提出が必要でしたが、今年度からは、「承認されてから5年間」「変更がない、あるいは“軽微な変更※<sup>1</sup>”のみ」の場合は、報告書の提出のみで継続できる取扱いとなりました(詳細は添付資料参照)。令和3年度に承認を受けた計画につきましては、令和7年度分まで、変更がない、あるいは軽微な変更※<sup>1</sup>のみであれば報告書のみで継続可能です。



令和3年3月31日

CRC 研究推進担当

## ヒト生命倫理に係る研究計画の継続（研究期間延長）の扱いについて（その2）

平成26年度より、ヒト生命倫理に係る研究計画を継続して行う場合は、新規申請とは別の観点から審査することとし、「倫理面への対応」と研究を行うことで得られる「成果とその公表方法」について確認することを主眼に置き実施してきた。

現在までの間、倫理面において特段の問題が生じていないことから、各研究者においては実験協力者に対する配慮する意識が浸透していることに加え、新規申請の際の審査において十分確認がなされているためであると考えられる。

このことから、研究計画の継続（研究期間延長）を行う場合の手続きについては、研究計画の実施状況、特に倫理面の対応と成果の公表方法を中心に報告することとし、継続の申請手続きを簡素化する。

### 記

#### 【変更点】

1. 申請者は、研究期間を延長する場合は当該年度の1月下旬までに「ヒト生命倫理に係る研究計画実施状況報告書」を本委員会に提出し、倫理面への対応及び成果とその公表方法を報告することにあわせて、当該研究計画の継続の有無、変更の有無を報告する。
2. 実施状況を報告した当該研究について「軽微な変更」を行い、次年度も継続する場合は、申請者は所定の用紙の該当欄に記入する。
  - ※「軽微な変更」はあらかじめ、本委員会で確認した以下の事項のみ。
    - ・共同研究者の変更（共同研究者が学生の場合）
    - ・実施場所の変更（学内施設の移動）
    - ・実験協力者の人数
    - ・使用機器の変更
    - ・公表方法
3. 上記の「軽微な変更」に該当しない変更を行う場合は、改めて審査を行い内容確認することとし、申請者は所定の用紙にて申請する。（※新規申請と同一の用紙を使用し、変更部分を朱記する等明確にする。）

また、前項において、実施状況報告にて「軽微な変更」として報告した場合であっても、委員長において該当しないと判断した場合も含む。
4. 計画変更の審査は、予備審査を経て本委員会において最終審査を行う。
5. 一度承認された研究計画の有効期間は5年とし、それ以降、研究計画を継続する場合は、継続申請を行う。（計画変更した場合は、変更を承認されてから5年）

以上